

## (県内感染期)

### <各論>

#### 5 県内感染期

### 県内感染期（国内発生早期、国内感染期）

#### 県内感染期の状態

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、または、県内の感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む

#### 目的：

- (1) 医療体制を維持する。
- (2) 健康被害を最小限に抑える。
- (3) 市民生活・経済への影響を最小限に抑える。

#### (1) 実施体制

##### 【福井市新型インフルエンザ等対策本部の設置】

- ・ 本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

##### 【新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取】

- ・ 本部長は、対策等を検討するため、必要に応じ専門家に意見を聴取する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

- ・ 県内外での新型インフルエンザ等の発生状況及び対策について、国、県を通じて必要な情報を収集する。
- ・ 新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のスーベイランスを継続する。
- ・ 学校等における集団発生の把握の強化については通常のスーベイランスに戻す。

#### (3) 情報提供・共有

##### 【情報提供】

- ・ 本市は、国及び県が発信する新型インフルエンザ等の情報を入手し、市民に対し迅速に情報提供し注意喚起を行う。
- ・ 関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

## (県内感染期)

---

### 【市コールセンターの体制強化】

- ・ 本市は、必要に応じ、市コールセンターの体制を充実・強化し、国が示す Q&A の改訂版等に基づき、適切な情報提供を行う。

## (4) 予防・まん延防止

### 【感染防止対策の実施の徹底】

- ・ 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。

## 〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

### 【外出自粛の要請に係る周知】

- ・ 本市は、県から外出自粛の要請があった場合、市民に対し、不要不急の外出自粛及び基本的な感染防止対策の徹底について呼びかける。なお、外出自粛の要請の対象とならない外出としては、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤等、生活の維持のために必要なものが考えられる。

### 【施設の使用制限の要請に係る協力】

- ・ 本市は、県から施設使用制限の要請があった場合、協力する。

### 【職場における感染症対策の徹底の要請に係る協力】

- ・ 本市は、県から職場における感染症対策の徹底について要請があった場合、協力する。

## (5) 予防接種

### 【住民接種】

- ・ 本市は、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第 6 条第 3 項に規定する接種を実施する。

緊急事態宣言がされている場合においては、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第 4 6 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種の実施を進める。

## (6) 医療

### 【患者への対応等】

- ・ 国の要請を受け、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止する。原則として内科・小児科診療を行う全ての医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことになるため、市民に対し、受診の際には事前に医療機関に電話等で連絡したうえで受診するよう周知する。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう医療機関に県が周知することについて協力する。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗イン

## (県内感染期)

フルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を県が周知することについて協力する。

### 〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

#### 【医療等の確保】

- ・ 本市は、国及び県と連携し、医療機関が不足した場合、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。その際は、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止および衛生面を考慮する。

### (7) 市民生活・経済の安定の確保

#### 【在宅で療養する患者への支援】

- ・ 本市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

#### 【要援護者への生活支援】

- ・ 本市は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を行う。
- ・ 本市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

#### 【市民・事業者への対応】

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### 〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

#### 【水の安定供給】

- ・ 水道事業者である市は、それぞれその事業継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### 【生活関連物資等の価格の安定等】

- ・ 本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよ

## (県内感染期)

---

う、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・ 本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市コールセンター等の充実を図る。
- ・ 本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、適切な措置を講ずる。

### **【埋葬・火葬の特例等】**

- ・ 本市は、県を通じて国から、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受けた時は、対応する。
- ・ 本市は、県を通じて国から、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受けた時は、対応する。